

令和9年度実施（※令和9年5月～8月に実施される試験のこと）

教員採用試験対策講座（全体計画）

沖縄教職研究会

目次

1	講座一覧・受講料	2
2	募集対象地域	2
3	お申込方法	2
4	受講料のお支払【講座1】	2
5	振込先	3
6	留意事項	3
	（1）すべての講座に共通する事項	3
	（2）通信講座における免責	3
7	重要事項の説明－教材の「リースシステム」と所有権	3
8	文部科学省が示している「共同実施」の教職教養	4
9	【講座1】教職教養予想問題（全40回）の教材一覧	4
10	【講座1】教職教養予想問題（全40回）の説明	4
11	補助教材の説明	7
	① 【補助教材1】空欄補充問題（第1回～第24回）	7
	② 【補助教材2】令和9年度用 教育小六法	7
	③ 【補助教材3】学習指導要領（平成29・30年告示）（抄）	7
	③ 【補助教材4】学習指導要領の基礎問題（全9回）	8
	④ 【補助教材5】解答用紙A／語句を書き込むタイプ	8
	解答用紙B／選択肢の番号を記入するタイプ	8
	⑤ 【補助教材6】学習進捗表（令和8年6月～令和9年9月）	8
12	【講座2】2次対策講座	9
13	沖縄教職研究会が薦める教育小六法、参考書等	9
14	見本	9
15	基礎編と実践編の問題例	10

1 講座一覧・受講料（令和9年度）

	講座名	受講履歴	受講料	お申込受付
通信講座	【講座1】教職教養予想問題 (全40回／各回60問or30問)	過去に受講あり	18,000 円	6月22日受付開始 9月1日以降、 受付翌日に教材を発送
		初めて	22,000 円	
対面講座	【講座2】2次対策講座 (1日5時間×5日)	今年度【講座1】受講あり	40,000 円	第1次試験合格発表後
		過去に2次対策講座受講あり	30,000 円	
		第2次試験の情報提供あり	0 円	
		上記以外	80,000 円	

※【講座2】「第2次試験の情報提供あり（受講料0円）」とは、次の㉖～㉘3つの要件を満たす方のこと。

- ㉖ 過去に2次対策講座を受講
- ㉗ その年の第2次試験の内容の詳細（模擬授業、個人面接で聞かれたこと等）を当方に提供
- ㉘ その年の第2次試験の結果（合否、得点、順位）を最終合格発表があった日の月末までに当方に提供

2 募集対象地域

全国

- ① 沖縄県に限らず、全国どこの自治体を受験する方々も対象
- ② 特に【講座1】教職教養予想問題（全40回）については、令和9年度から始まる第1次試験の「共同実施」（共通問題）に対応

3 お申込方法

- ① 沖縄教職研究会のHPの5頁目【お申込・お問合せ】
- ② 講座一覧表の中からご希望の講座欄の「申し込む □」に☑を入れ、お名前等必要な事項をご記入のうえ、「送信する」
- ③ 沖縄教職研究会の対応
 - ㉖ お申込があった旨の返信メール
 - ㉗ 教材・振込用紙を宅配便で発送（教材先渡し、受講料後払い）

4 受講料のお支払【講座1】

(1) お支払方法

- ① 通信講座については、支払回数は、「一括払」「2～5回の分割払」（分割手数料不要）のいずれでも可能です。お申込時にご指定下さい。
「支払回数」「1回の支払額」とも自由で、お申込後の変更も自由です。
- ② 教材を初回お届けの際に、ご希望の支払回数と同じ枚数の「払込取扱票」（振込用紙／口座記号・口座番号・加入者名を印刷済）を同封します。教材先渡しで、受講料は後払いです。
- ③ 「払込取扱票」（振込用紙）に金額を記入し、郵便局の窓口かATMでお振り込みください。
- ④ 振込手数料は、1回目のみ本研究会で負担いたしますが、2回目以降は振込者でご負担をお願いいたします。

※ 振込の数日後に、「払込取扱票」のコピーと通知番号、取扱年月日、取扱店などが記載された「振替受払通知票」

(又は「振替受入明細書」)が本研究会事務局に届きます。これが届きましたら、所定の方法により、お支払があった旨のご連絡をいたします。

(2) お支払期限

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 一括払、分割払の初回 | お申込月の翌月末 |
| ② 分割払の2回目以降 | 自由(お支払回数の変更も自由) |
| ③ 最終期限 | 令和9年6月30日 |

5 振込先

ゆうちょ銀行

店名	一七九(イチナナキュウ)
預金種目	当座預金
口座記号	01760-6
口座番号	73539
加入者名	沖縄教職研究会

6 留意事項

(1) すべての講座に共通する事項

沖縄教職研究会が行うすべての講座に共通する事項は、次のとおりです。

- ① 上記の受講料に掲げる以外の入会金、教材費、資料代、全40回分の送料は、一切不要です。
- ② 予告なく、変更することがあります。
- ③ 途中解約、一部申込(問題全40回のうちの20回分など)はできません。
- ④ 「リースシステム」と教材の著作権については、後掲の「重要事項の説明」をご覧ください。

(2) 通信講座における免責

- ① 通信講座は、教室で行う対面による講座と異なり、郵便や宅配便などの手段で教材をお届けする講座です。
- ② 教材が発送されたものの、ご住所が変更になったり、郵便受けに見当たらないなど、お届けに万が一の事故が発生することも可能性としては否定できません。
- ③ 再発送には応じますが、万が一事故があっても損害賠償の対象となりません。

7 重要事項の説明—教材の「リースシステム」と所有権

- ① 教職教養予想問題、2次対策の各講座において本研究会からお届けする(お渡しする)印刷物はすべて、教員採用試験合格に向けてお役に立てていただきたく、令和9年度実施教員採用試験を受験する受講者にのみお貸しするもので、その所有権は本研究会に残したままの「リースシステム」です。販売するものではありません。
- ② メモ書き、マーカー、切り抜きなど、ご自分のものと同様の取り扱いでかまいません。
- ③ 不要になった場合、次のいずれかによります。
 - ㊦ そのまま手元に置いておく。
 - ㊧ 本研究会に返却する(送料受講者負担)。
 - ㊨ 受講者の責任で廃棄処分する。

- ④ 他への「又貸し」、複写・複製等は固くお断りします。

8 文部科学省が示している「共同実施」の教養試験

文部科学省が示している「共同実施」の教養試験の実施方法、試験時間、問題数は次のとおりです。

- ① 択一式（マークシート）で実施（※第1次試験は他の専門科目もすべて択一式（マークシート））
- ② 教養試験は、60分40問程度
- ③ 一般教養と教職教養は統合した形で実施
- ④ 一般教養10問程度 + 教職教養30問程度 を目安

9 【講座1】教職教養予想問題（全40回）の教材一覧

【講座1】教職教養予想問題（全40回）の教材一覧	仕様	発送日
【本 体】教職教養予想問題 7月分～4月分（第1回～第40回）	A4バラ	毎月1日 （10か月間）
【補助教材1】空欄補充問題 7月分～12月分（第1回～第24回） （1月分以降は実践問題のため、空欄補充問題がありません）	A4バラ	
【補助教材2】令和9年度用 教育小六法	A4製本	初回お届け同梱
【補助教材3】学習指導要領（抄）	A4製本	
【補助教材4】学習指導要領の基礎問題（全9回）	A4製本	
【補助教材5】解答用紙 A面（語句を書き込むタイプ） B面（択一式問題の正答番号を記入するタイプ）	A4バラ	
【補助教材6】学習進捗状況（令和8年6月～令和9年8月／15か月分）（電子版）	ダウンロード	
※1 7月分の発送日は、各自治体の実施要項の発表、印刷物納品の関係で令和8年8月1日以降になります。 ※2 製本してある補助教材（補助教材2～4）の表紙は、厚めのコート用紙カラー版、本文はモノクロです。 ※3 お申込の時期の如何にかかわらず、初回分からの教材をお届けいたします。 ※4 お申込の時期の如何にかかわらず、受講料は同じです。 ※5 初回お届けの際、ゆうちょ銀行の「払込取扱票」（口座記号・口座番号等印刷済み）を同封いたします。 ※6 各教材の詳細な内容は、後掲してあります。 各教材の見本は、HPの「教職教養予想問題」のページにある表中 PDF 見本 で確認することもできます。		

10 【講座1】教職教養予想問題（全40回）の説明

(1) 趣旨

「繰り返し学習による確実な習得・定着」「その力を本番で遺憾なく発揮する」——本講座の趣旨です。

「何度も解いていくうちにわかるようになってくる」ような問題を作問してまいります。

「自宅でコツコツ」を想定し、1週につき1回分の教職教養予想問題（各回7月～12月分60問、1月～4月分30問）を、令和8年7月から令和9年4月までの10か月間、毎月1日に当該月分（4回分）を送料無料でご自宅へお届けする仕組みです。

「わかるようになってきた、次もやりたい」時期にお手元に届きます。

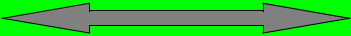
なお、7月分については、各自治体の実施要項発表、外注する印刷物納品の関係で8月分とまとめて発送します。

(2) 作問方針

- ① 令和9年度実施試験（第1次試験）から始まる「共同実施」の共通問題を想定、予想して作問してまいります。
- ② 教育行政における教員採用試験の実務経験を踏まえ、全国の20数年分の過去問を徹底分析した上で、さらにここ2～3年に公開されている「共同実施」に向けたモデル問題、一部の自治体が先行実施している開発問題などを念に検討し、全国どこの自治体を受験する方々にも対応できるような「沖縄発全国版」の問題に仕上げます。
- ③ 教職教養の全領域をカバーしてまいります。
- ④ 問題そのものを「的中率100%」目指すこともさることながら、ご利用いただいている方々が「確実に習得・定着」し、本番でその力を遺憾なく発揮することができるよう目指します。
- ⑤ このため、「確実に習得」することができるよう、全40回にわたって多様な視点から作問し、正答でない選択肢も含め、できるだけ多くの設問に、簡潔でかつ理解しやすい、覚えやすい解説を付けます。
- ⑥ さらに、「確実に定着」していただくため、多少の日数をおいて繰り返し解いてみるができるように、多めに50枚の解答用紙をお付けいたします。
解答用紙は、罫線を青色印刷にして、書き込みしやすいように配慮してあります。
希望者に対し、さらに無料にて追加送付いたします。
- ⑦ 加えて、「徹底した繰り返し学習による確実な習得・定着」を図ることを意図して工夫を重ねてまいります。

(3) 問題の内容・難易度（レベル）

- ① 問題の内容は、教育原理、教育心理、教育法規、教育史、教育時事等、「共同実施」（共通問題）に対応します。
- ② 問題は難易度は、お届けする時期により次の基礎編と実践編に区分いたします。

月 第〇回	7月 (1～4)	8月 (5～8)	9月 (9～12)	10月 (13～16)	11月 (17～20)	12月 (21～24)	1月 (25～28)	2月 (29～32)	3月 (33～36)	4月 (39～40)
レベル 問題数	 基礎編 (各回60問)						 実践編 (各回30問)			

- ③ 基礎編（第1回～第24回）と実践編（第25回～第40回）の問題例を後掲いたします（10頁）。

(4) 基礎編（7月分～12月分）の内容

- ① 文字どおり、教職教養の領域の「確実な習得・定着」を目指した内容に仕上げます。
- ② 各回とも、解答番号 ～ の60問題です。
文部科学省がモデルとして示している教職教養の問題数は30問題程度です。
- ④ 各回の問題の領域は、次をベースとしつつ、柔軟に対応してまいります。

1 ～ 10	教育法規（10問題）
11 ～ 20	教育課程・学習指導要領（10問題）
21 ～ 30	特別支援教育（10問題）
31 ～ 40	生徒指導（10問題）
41 ～ 45	教育史、教育心理（5問題）／選択肢の人物、重要用語についても解説
46 ～ 60	教育時事その他（15問題）

なお、文部科学省や沖縄県を含め「共同実施」に参画する自治体協議会の今後の動向によっては、柔軟に対応していきます。

- ⑤ 基礎編（第1回～第24回）については、令和8年度実施試験に向けてお届けしたものと同一ところが多数あります。問題の入替・加筆・修正してところもあります。

実践編（第25回～第40回）は、「共同実施」を見据えた問題に仕上げます。

一部、見本とまったく異なる出題形式があります。

- ⑥ 中教審答申、文部科学省通知等の時事問題は、最新のものを使います。かなり以前に発出されたものを使う場合もあります。

(5) 実践編（１月分～４月分）の内容

- ① ここ２～３年に公開されている「共同実施」に向けたモデル問題、一部の自治体が先行実施している開発問題などを入念に検討し、「本番」を想定した問題に仕上げます。
- ② これまでの動向を見ると、大半が正誤判定問題や組み合わせの問題になる可能性があります。
- ③ 正誤問題については、なぜこの選択肢が誤りなのか、簡潔でわかりやすい解説をつけます。
- ④ 組み合わせの問題は、基礎編で固めた知識を基に、正確に理解することを目指した内容に仕上げます。
- ⑤ 各回とも、解答番号 ～ の３０問題です。
３０問題は、文部科学省がモデルとして示している問題数と同じです。
１つの問題に係る問題文の文章量は、基礎編の２倍～３倍以上になる可能性があります。
- ⑥ 各回の問題の領域は、基礎編（７月～１２月）の内容に準じます。但し、問題数は３０問題です。

(6) 仕様

- ① 問題、解答・解説とも、Ａ４版バラです。製本されていません。
- ② 使用する用紙は、光の反射が抑えられた目に優しい白色度が低いものを使用しています。「生徒指導提要」に使用されている紙質と厚み、色合いがほぼ同じです。
- ③ 基礎編（７月分～１２月分）は各回とも、問題と解説を合わせて３０ページ（両面印刷）前後になる予想です。
実践編（１月分～４月分）は各回とも、現段階では不明です。
- ④ 別途、２穴パンチ、バインダー、インデックスなどをお買い求めいただき、必要な資料等をファイルするなどして、ご自分に合った問題集に仕上げることをお勧めいたします。

(7) お届け

- ① ７月～４月までの１０か月間、毎月１日（７月分を除く。）に発送します。
７月分については、「教育小六法」など外注する印刷物の納品の関係で、８月分とまとめて発送いたします。
納品され次第、早めに発送いたします。
- ② お申込み時期の如何にかかわらず、第１回分からのすべての教材をお届けいたします。
例えば、１０月１０日にお申込みをいただいた場合、７月分～１０月分（第１回～第１６回）を他の補助教材とまとめて発送し、その後１１月分～４月分は毎月１日に発送することになります。

(8) 沖縄県が県・県教委施策問題（ローカル問題）を追加する場合

- ① 沖縄県が県・県教委の施策に関する問題を追加する場合、適切に対応してまいります。
- ② その場合、県・県教委の施策については、最新のものを出典として作問します。
なお、県・県教委のおもな施策の実施期間は、それぞれ次のとおりとなっております。
- | | |
|------------------|--------------|
| 「沖縄県教育大綱」 | 令和４年度～令和１３年度 |
| 「沖縄県教育振興基本計画」 | 令和４年度～令和１３年度 |
| 「学校教育における指導の努力点」 | 令和５年度～令和９年度 |
| 「自立した学習者」育成プログラム | 令和７年度～令和９年度 |
- 新しい施策が公開された場合、特集を組んで作問いたします。

(9) 沖縄県以外の自治体はその自治体のローカル問題を追加する場合

- ※ 沖縄県以外の方々には大変申し訳ございませんが、対応することができかねます。

(10) 一般教養の問題について

※ 一般教養の問題は、本講座に含まれておりません。

11 補助教材の説明

①【補助教材1】空欄補充問題（第1回～第24回）

- ① 「徹底した繰り返し学習による確実な習得・定着」を意図したものです。
- ② 【講座1】教職教養予想問題の多肢択一式を空欄補充形式（いわゆる「穴埋め」）に改めた問題です。
- ③ 設問文、設問の数そのものは、本体の【講座1】教職教養予想問題（第1回～第24回）とまったく同じです。
組み合わせの問題については、設問の数そのものが増えることになります。
- ④ 各回とも、本体の解説を熟読していただく観点から、あえて正答、解説はつけてありません。
- ⑤ 各回、【講座1】教職教養予想問題（第1回～第24回）に同封されてまいります。
- ⑥ 解答用紙は、解答用紙A（語句を書き込むタイプ）をご利用ください。
- ⑦ 実践編（第25回～第40回）には、問題の性質上この【補助教材1】はありません。

②【補助教材2】令和9年度用 教育小六法

- ① 「分厚くて高価な、しかも総頁の9割は使用されない市販の『教育小六法』に代わるものはないか」との思いで、数年かけて構想し、編集してきたものです。
- ② 法規問題に取り組む上で必要な教育法規は、ほぼ収録してあります。
- ③ 条約についても一部、収録してあります。
- ④ 必要に応じ、各条に【解説】のほか、「関連する他の条もみなさい」という意味の【参照】を加えました。
- ⑤ 法令には新規の制定、既存の改正などがつきものです。最新の法令に対応しました。
- ⑥ 手にとりやすい使いやすさ、字の大きさなど利用の便を考慮し、A4版製本に仕上げました。
- ⑦ 表紙はカラー版の厚めのコート用紙、本文はモノクロ上質紙（70kg）を使用しました。
- ⑧ なお、沖縄県で県施策などのローカル問題が追加された場合に限り、次をまとめて別冊でお届けします。
 - ㊦ 沖縄県条例、沖縄県施策のそれぞれ一部
 - ㊧ 過去、沖縄県教員採用試験の「定番」である次の沖縄県教育委員会施策のそれぞれ一部
 - ・「沖縄県教育大綱」（令和4年度～令和13年度）
 - ・「沖縄県教育振興基本計画」（令和4年度～令和13年度）
 - ・「学校教育における指導の努力点」（令和5年度～令和9年度版）

③【補助教材3】学習指導要領（平成29年・30年告示）（抄）

- ① 平成29年告示（小・中・特支）、30年告示（高）の各学習指導要領の「第2章 各教科」を除いたすべてを1冊に収録し、印刷所にて印刷製本したものです（高校と特支は一部割愛）。
- ② 上記①のほか、次の㊦～㊨を収録しました。
 - ㊦ 第1章総則の対照表（小学校と中学校の対照表）
 - ㊧ 第1章総則の項立て（小学校・中学校）
 - ㊨ 文部科学省「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）」（平成29年3月31日）
 - ㊩ 文部科学省「高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）」（平成30年3月30日）
 - ㊪ 文部科学省「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚部教育要領の全部を

改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について（通知）」
（平成29年4月28日）

- ④ 文部科学省「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月29日）
- ⑤ 『学習指導要領解説 総則編』のまえがき（全校種）
- ③ 手にとっての使いやすさ、字の大きさなど利用の便を考慮し、A4版製本に仕上げました。
- ④ 表紙はカラー版の厚めのコート用紙、本文106頁、厚み約8mm程度です。
- ⑤ これまでにお届けしたものとまったく同じです。

④【補助教材4】学習指導要領の基礎問題（全9回）

- ① 学習指導要領（各校種の「第1章 総則」）を特集したものです（5肢択一式）。
- ② 「学習指導要領を読み込むための問題」と、とらえてください。
- ③ 教育課程、学習指導要領を規定した学校教育法、学校教育法施行規則などの法令も収録してあります。
- ④ 印刷製本してあります（A4版118頁）。
- ⑤ 初回にお届けいたします。
- ⑥ 令和8年度実施試験に向けてお届けしたものと同等のものです。

⑤【補助教材5】解答用紙A面／語句書き込み用

- ① 解答番号 ～ までの解答用紙で、カラー（緑色）印刷、語句を書き込むタイプです。
- ② 【補助教材1】空欄補充問題（第1回～第24回）の解答用紙にもお使いいただけます。
- ③ 【講座1】教職教養予想問題（全40回）の初回のお届け時に50枚を同封してあります。
さらに必要な方にとっては、無料にて追加送付いたします。メールにてお申し付けください。

【補助教材5】解答用紙B面／5肢択一用

- ① 【補助教材4】のB面で、問題の選択肢の番号（①～⑤）を書き込むタイプです。
本番で配付されるマークシート解答用紙の代役です。
- ② 【講座1】教職教養予想問題（全40回）の解答用紙としてお使いになるものです。
- ③ 解答番号 ～ までの解答用紙で、カラー（青色）印刷です。

⑥【補助教材6】学習進捗表（15か月分）

- ① 「学習進捗表」は、左項目に教職教養の領域を、右項目に各月1日～月末までの枠を設けた「カレンダー」です。
令和8年6月～令和9年9月までの16か月分です。
- ② 受験する校種・教科等により、必要に応じて左項目に試験内容・教科等を書き込んでください。
- ③ 日々、取り組んだ試験内容の項目を、「数字」（時間数）、「◎」、「△」など、ご自分にあった方法で試験勉強のあしあとを刻み込んでいってください。
- ④ 一人でコツコツと努力を積み重ね、平成24年度に正式採用になった、とある頑張り屋さんのアイデアをいただきました。
- ⑤ 沖縄教職研究会のHPからダウンロードしてお使いください。

12 【講座2】2次対策講座

(1) 概要

- ① 第1次試験合格発表後、第2次試験に向けて令和9年7月～8月に教室で行う、対面による講座です。
- ② 沖縄県的那覇市内で実施する予定です。
- ③ どなたでもお申込が可能です。但し、本研究会の受講履歴等により、前掲のとおり、受講料が異なります。
- ④ 講座内容は、沖縄県の第2次試験に準拠します。
模擬授業、個人面接を中心に、受験調書の書き方、添削指導も行います。
- ⑤ 講座時間は、1日5時間×5日です。
- ⑥ お申込は、第1次試験の合格発表があり次第、メールにて承ります。
お申込のメールをいただいたら当方から確認のメールを差し上げます。
- ⑦ 定員に達し次第、締め切ります。
- ⑧ 新型コロナウイルスの感染状況、教室の確保状況、台風接近等の事情等により、変更する場合があります。
- ⑨ 第1次試験後、実施要項を開示いたします。

(2) 受講料のお支払

講座初日、講座開始前に現地でお支払ください。

(3) 留意点

- ① 2次対策講座は教室で行う対面による講座です。その性質上、座席数が深く関係します。
- ② お申込が完了した後のキャンセルは、理由の如何に関わらずできません。
- ③ お申込が完了した後は、キャンセルしたい旨のメールをいただいても、講座への出席の如何に関わらず受講料が発生します。

13 沖縄教職研究会が薦める教育小六法、参考書等

沖縄教職研究会が薦める参考書等は、次のとおり。

- ① 『教育小六法2026』（学陽書房）（2026年版）
 - ② 文部科学省『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編』
 - ③ 文部科学省『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編』
 - ④ 文部科学省『高等学習指導要領（平成31年告示）解説 総則編』
 - ⑤ 文部科学省『特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年告示）解説 総則等編』
 - ⑥ 時事通信出版局『教育用語の基礎知識』（時事通信社）
 - ⑦ 文部科学省『生徒指導提要（改訂版）』（東洋館出版社 税込990円）
 - ⑧ 国立教育政策研究所「生徒指導リーフ」（全号）（国教研のHPからダウンロード可）
 - ⑨ 文部科学省『教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引』（特に養護教諭／ダウンロード可）
 - ⑩ 文部科学省『教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応』（同上）
- その他、必要に応じ、受講生にご案内。

14 見本

- ① 【講座1】教職教養予想問題の各教材の見本は、HPの「教職教養予想問題」のページに教材一覧の表にある **PDF 見本** をクリックすることにより、その一部をご覧になることができます。
- ② 【講座2】2次対策講座の実際の見本は、HPの「2次対策講座」中の **PDF 見本** をクリックすることにより、その一部をご覧になることができます。

これからのページは、基礎編（7月分～12月分）と実践編（1月分～4月分）の問題例、それに「教育小六法」。

15 基礎編と実践編の問題例

・基礎編（7月分～12月分） 第1回～第24回／各回60問

・実践編（1月分～4月分） 第25回～第40回／各回30問

（注）あくまでも「問題の例示」です。実際にお届けするものではありません。

特に、実践編については文部科学省や共同実施に関する自治体協議会の動向を見極めつつ、適切に対応してまいります。

(1) 基礎編（7月～12月）の問題例

大問 1 次の各条文は、学校教育法のそれぞれ一部である。空欄に適する語句を、次の①～⑤のうちから一つ選びなさい。

- (1) 第31条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、 を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

- ① 教育活動
② 授業
③ 学習活動
④ 教育指導
⑤ 教科等の指導

- (2) 第11条 校長及び教員は、校長及び教員は、 上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

- ① 法令
② 生徒指導
③ 指導
④ 学習
⑤ 教育

- (3) 第12条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その に必要な措置を講じなければならない。

- ① 健康診断
② 保健
③ 心身の健康
④ 保健及び安全
⑤ 健康相談

- (4) 第19条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、4 は、必要な援助を与えなければならない。

- 4
- ① 市町村
 - ② 都道府県
 - ③ 国
 - ④ 学校の設置者
 - ⑤ 市町村の教育委員会

- (5) 第35条 5 は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。
- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
 - 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
 - 三 施設又は設備を損壊する行為
 - 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

- 5
- ① 校長
 - ② 学校の設置者
 - ③ 市町村の教育委員会
 - ④ 都道府県の教育委員会
 - ⑤ 学校を設置する地方公共団体の長

次は、実践編（1月～4月）の問題例。上の基礎編と関連付けて作問してある。

(2) 実践編（1月～4月）の問題例

大問1 学校教育法の条文として正しいものを、次の①～⑤のうちから一つ選びなさい。 1

- ① 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、授業を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。
この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。
- ② 校長及び教員は、校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
- ③ 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。
- ④ 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、国は、必要な援助を与えなければならない。
- ⑤ 校長は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。
 - 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
 - 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
 - 三 施設又は設備を損壊する行為
 - 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為、性行不良

（※ 第1次試験の「共同実施」に向け、公開されているモデル問題、開発問題を参考にしました。）

(1) 基礎編（7月～12月）の正答・解説例

教職教養予想問題（第〇回） 正答・解説

正答一覧

1	④	11		21		31		41		51	
2	⑤	12		22		32		42		52	
3	②	13		23		33		43		53	
4	①	14		24		34		44		54	
5	③	15		25		35		45		55	
6		16		26		36		46		56	
7		17		27		37		47		57	
8		18		28		38		48		58	
9		19		29		39		49		59	
10		20		30		40		50		60	

解説

大問 1

大問 1 は、学校教育法からの出題。

1 ④ 教育指導

小問 (1) は、学校教育法第31条。「児童の体験活動の充実」。

- (1) 条文中「前条」とは前の条、すなわち第30条のこと。小学校の目標を規定している。
- (2) 小学校の目標の達成に資するよう、教育指導を行うにあたっては、体験活動の充実に努めるものとする。
- (3) なお、必ずお手元の「教育小六法」を傍らにおいて、条文の一字一句を確認しながら学習に取り組むこと。この積み重ねに尽きる。以下、この記述、割愛する。

2 ⑤ 教育

小問 (2) は、学校教育法第11条。「児童・生徒等の懲戒」。

- (1) 条文中「文部科学大臣の定めるところ」を具体化したものが学校教育法施行規則第26条。
- (2) 懲戒の対象は、「児童、生徒及び学生」。
「幼児」は含まれないことに留意。
- (3) 主語は「校長及び教員」である。どうしてか。

○児童・生徒等の懲戒 ― どうして「校長及び教員」か

（児童・生徒等の懲戒）

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

学校教育法第11条の主語は、どうして「校長及び教員」か。

- (1) 法は、「校長」と「教員」とを使い分けている。まず、これをしっかり押さえる。
- (2) 学校教育法は、国立学校、公立学校のほか私立学校に適用される。このため、「教育公務員」は除外される。
- (3) ある条文の規定が「校長」と「教員」の両者に適用されるが、その適用の範囲が異なる場合があるとき、つまり区別する必要があるときは「校長及び教員は」「校長は」「教員は」と表現する。
- (4) 校長も教員も、児童生徒等に懲戒を加えることができる（学校教育法第11条）。

しかし、懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う（教員が行うことはできない）。（学校教育法規則第26条）。

このため、学校教育法第11条の主語は、「校長及び教員」になる。

- (5) 「校長等」の場合、「等」の内容を具体的に定義する必要がある。

例えば、条文中に「校長等（校長及び教員を含む。）」と定義されていた場合、「校長等」も正答になる。

3 ② 保健

小問(3)は、学校教育法第12条。「健康診断等」。

- (1) 条文中「別に法律に定める」とある。この規定を受けて定められた法律が学校保健安全法。
- (2) 健康診断の目的は、「幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図る」こと。
「幼児」も含まれることに留意。

○健康診断

小問(1) 学校教育法第12条（健康診断等）

- (1) 校における健康診断の源（みなもと）
- (2) 学校においては、健康診断を行うこと
- (3) その目的は、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため
- (4) 保健に必要な措置を講ずること

小問(2) 学校保健法第14条（児童生徒等の健康診断）

- (1) 健康診断の結果に基づき、適切な措置をとること
- (2) 疾病の予防処置を行う
- (3) 治療を指示する
- (4) 運動及び作業を軽減する

小問(3) 学校保健安全法施行規則第8条第1項（健康診断票）

- (1) 健康診断を行ったときは健康診断票を作成すること

小問(4) 学校保健安全法施行規則第9条第1項(事後措置)

- (1) 21日以内に健康診断の結果を本人とその保護者に通知すること、事後措置をとること
- (2) 事後措置の具体的な内容は第一号～第九号

○詳細を他の法令に委ねる場合の条文の書き方

学校教育法第12条の条文について

- (1) 健康診断の具体的な実施方法等については、「別に法律で定める」と、別の法律に委ねている。
- (2) 別の法律が学校保健安全法、学校教育法と学校保健安全法は同格の法令(法律)なので「別に」と書く。
- (3) これに対し、下位の法令に委ねるときは、次のように書く。

例① 「法律の定めるところにより」(例：憲法第26条第2項／憲法 → 法律に委ねる)

例② 「文部科学大臣の定めるところにより」(例：学校法第11条／法律 → 文部科学大臣(省令)に委ねる)。

4 ① 市町村

小問(4)は、学校教育法第19条。「経済的就学困難への援助義務」。

- (1) 「就学」か「修学」か、日本語(語彙力)の問題。混同しないように確認しておこう。
- (2) 似たような条文が教育基本法にもある(第4条第3項)。
- (3) 経済的理由によって就学困難な学齢児童又は学齢生徒(すなわち小・中学生)の保護者に援助の義務があるのは当該学校の設置者即ち市町村。

このことを「就学援助」といい、学用品費、学校給食費、修学旅行費、医療費など、就学にかかる費用の一部を援助する。

- (4) 市町村が援助を行った場合、国がその経費を負担することを規定したのが、いわゆる「就学奨励法」。
- (5) 最近では、この法律とは別に、少子化対策や子育て支援などの名目で、国や自治体で様々な就学援助制度が設けられている。

○経済的理由による就学(修学)困難な児童生徒への援助(奨学)の規定 — 「就学」か「修学」か

○教育基本法第4条

- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

○学校教育法第19条

経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

5 ③ 市町村の教育委員会

小問(5)は、学校教育法第35条第1項。「児童の出席停止」。

○出席停止（学校教育法第35条）

- ① 性行不良の理由により、児童の保護者に対し、児童の出席停止を命ずるのは「市町村の教育委員会」。
- ② 該当する行為は、第一号～第四号までの4つ。
- ③ 出席停止を命ずる場合には、市町村の教育委員会は、保護者の意見を聴取すること、学習に対する支援を行うことなどが必要（第35条第2項～第4項）。
- ④ 出席停止制度は、本人に対する懲戒の観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障する観点から設けられたもの（平成13年11月6日文部科学省通知）。
- ⑤ なお、出席停止には感染症の予防上の観点からの場合もある（学校保健安全法第19条）。この場合、出席停止を命じるのは「校長」。
- ⑥ さらに、いじめ防止対策推進法第26条も参照。

※いじめ防止対策推進法

第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

- (1) 出席停止と似て異なるものに臨時休業がある。
- (2) なお、出席停止は、学校法第11条、学校法規則第26条に規定する懲戒とは異なり、懲戒ではない。
- (3) 出席停止と臨時休業を表にまとめておさらい。

○出席停止、臨時休業

出席停止	性行不良	学校教育法第35条	市町村の教育委員会
	感染症予防	学校保健安全法第19条	校長
臨時休業	非常変災	学校教育法施行規則第63条	校長
	感染症予防	学校保健安全法20条	学校の設置者

教職教養予想問題（第〇回） 正答・解説

正答一覧

1	6	11	16	21	26
2	7	12	17	22	27
3	8	13	18	23	28
4	9	14	19	24	29
5	10	15	20	25	30

解説

大問 1

1 ③

【解説】

大問 1 は、学校教育法の問題。

③以外の誤りは、次のとおり。

①「授業」が誤り。正しくは「教育指導」。

第31条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

②「幼児、児童、生徒及び学生」が誤り。正しくは「児童、生徒及び学生」。幼児は含まれない。

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

③正しい。

第12条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

④「国」が誤り。正しくは「市町村」。

第19条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

⑤「校長」が誤り。正しくは「市町村の教育委員会」。

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為、性行不良

【備考】

※1 基礎編（7月分～12月分）の次の問題を参照。

- ・○月分の第○回大問○

1

 / ○頁
- ・□月分の第□回大問□

5

 / □頁
- ・△月分の第△回大問△

9

 / △頁

※2 必要に応じ、ここで基礎編の解説を再掲するなどして復習し、確実な習得・定着に資するようにする。

次のページは、無料でお届けする「令和9年度用 教育小六法」の「もくじ」を含め他一部。
問題例に関する条を抜粋。

○学校教育法

（昭和22年法律第26号）

第一章 総則

〔児童・生徒等の懲戒〕

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

【解説】「文部科学大臣の定めるところ」→学校法規則26（懲戒）

【解説】「教育上必要があると認めるとき」に留意

【解説】懲戒の対象は「児童、生徒及び学生」→「幼児」は含まれない

「共同実施」（共通問題）を見据え

このような【解説】【参照】を随所に
施した。

〔健康診断等〕

第12条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

【解説】「別に法律で定めるところ」→学校保健安全法11～18（健康診断）

【解説】「幼児、児童、生徒及び学生並びに職員」→「幼児」も含まれる

【解説】「その保健に必要な措置」→健康診断の結果に基づく疾病の予防措置、治療の指示、勤務・運動の軽減

第二章 義務教育

〔経済的就学困難への援助義務〕

第19条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

【解説】主語＝市町村（経済的理由によつて就学困難な学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して援助の義務があるのは当該学校の設置者即ち市町村。「就学援助」という。）

【参照】教基法4③

第四章 小学校

〔児童の体験活動の充実〕

第31条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

【解説】この規定は他の校種にも準用

【参照】学校法21一（社会的活動）、同二（自然体験活動）

〔児童の出席停止〕

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返す等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為、性行不良

2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

【解説】性行不良による出席停止を命じるのは市町村の教育委員会（主語＝市町村の教育委員会）

【参照】いじめ防止対策推進法第26条（出席停止制度の適切な運用等）

【参照】文部科学省「出席停止制度の運用の在り方について（通知）」（平成13年11月6日）

【参照・解説】感染症による出席停止（学校保健安全法19）（主語＝校長）

【参照・解説】非常変災による臨時休業（学校法規則63）（主語＝校長）

【参照・解説】感染症予防上の臨時休業（学校保健安全法20）（主語＝学校の設置者）

次のページは「令和9年度用 教育小六法」の「もくじ」。編集の途中。

目 次

○わが国の法体系	4
○法令の「条・項・号」	5

基本編

日本国憲法	6
教育基本法	16

学校教育編

学校教育法	20
学校教育法施行令	28
学校教育法施行規則	31
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律	41
いじめ防止対策推進法	43
教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律	48
義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法	50
学校図書館法	50
学校図書館法の附則第2項の学校の規模を定める政令	51

教育奨励編

就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律	52
特別支援学校への就学奨励に関する法律	52

学校保健編

学校保健安全法	53
学校保健安全法施行令	55
学校保健安全法施行規則	56
食育基本法	58
学校給食法	59

社会教育・生涯学習編

社会教育法	61
子どもの読書活動の推進に関する法律	62
文字・活字文化振興法	62
スポーツ基本法	63

教育職員編

教育公務員特例法	65
地方公務員法	71
労働基準法	75
教育職員免許法	76

福祉・文化編

障害者基本法	78
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	79
発達障害者支援法	81
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	82

こども法編

こども基本法	83
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	84
児童虐待の防止等に関する法律	85
学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に 関する法律（こども性暴力防止法）	86

諸法編

地方教育行政の組織及び運営に関する法律	87
個人情報保護に関する法律	88
著作権法	88
部落差別の解消の推進に関する法律	89
消費者基本法	89
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に 関する法律	90

国際法規編

障害者の権利に関する条約	91
児童の権利に関する条約	92

沖縄県条例等編 ※沖縄県が、「共同実施」の共通問題にローカル問題を加えるとした場合のみ。

県・県教委施策からの過去の出題一覧	102
沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例	103
沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例	105
しまくとぅばの日に関する条例	105
沖縄県手話言語条例	106
沖縄県慰霊の日を定める条例	106
沖縄県教育委員会組織条例	106
美ら島おきなわ教育の日を定める要綱 ～沖縄の未来を拓く人づくり～	107
沖縄県教育委員会の求める教員像	107
沖縄県教育大綱（令和4年度～令和13年度）	108
沖縄県教育振興基本計画（令和4年度～令和13年度）～新しい時代を切り拓く人づくり～	108
学校教育における指導の努力点（令和5年度～令和9年度）	110
「自立した学習者」育成プロジェクト（令和7年度～令和9年度）	111

